

岐阜地方裁判所本庁の売却スケジュールでは、

令和2年8月4日入札開始分から制度が変わります。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

令和2年8月4日入札開始分※から入札時に
下記の各書面の提出が入札書毎に必要になります。

※農地は令和2年10月6日入札開始分から

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

住民票
(個人の場合)

資格証明書
(法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、**マイナンバーが記載されていないもの**を提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

(入札方法に関する問合せ)

岐阜地方裁判所執行官室 ☎058-263-4231

期間入札の公告

令和 6年 4月17日

岐阜地方裁判所

裁判所書記官 尾藤 信城

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 6年 5月 7日 午前 8時30分から 令和 6年 5月14日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 6年 5月21日 午前10時00分 場 所 岐阜地方裁判所不動産売却場
売却決定 期日	日 時 令和 6年 6月 6日 午前11時00分 場 所 岐阜地方裁判所
特別売却 実施期間	令和 6年 5月28日 午前10時00分から 令和 6年 5月28日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則 33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 6年 4月17日から当庁執行係書記官室(1階)に備え置きます。	

物 件 目 録

- 1 所 在 各務原市各務おがせ町三丁目
地 番 38番
地 目 宅地
地 積 151.29平方メートル
共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分2分の1
- 2 所 在 各務原市各務おがせ町三丁目38番地
家屋番号 38番
種 類 居宅 店舗
構 造 木造・スレート葺3階建
床 面 積 1階 52.16平方メートル
2階 58.78平方メートル
3階 28.97平方メートル
(現況)
種 類 居宅
共有者 B 持分10分の1
共有者 A 持分10分の9

【ご注意】

本件は、当庁令和4年（ケ）第48号事件の物件に、当庁令和5年（ヌ）第66号事件の物件が併合されたものです。

入札書等に記載する事件番号，物件番号について

事件番号は「令和4年（ケ）第48号，令和5年（ヌ）第66号」と併記し，物件番号は「1，2」と記載してください。

なお，必ず期間入札の公告で，売却基準価額及び買受可能価額等を確認してください。

岐阜地方裁判所民事部執行係

物 件 明 細 書

令和 6年 2月20日

岐阜地方裁判所

裁判所書記官 尾 藤 信 城

-
- 1 不動産の表示
【物件番号1, 2】
別紙物件目録記載のとおり

 - 2 売却により成立する法定地上権の概要
なし

 - 3 買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号1, 2】
なし

 - 4 物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号2】
本件所有者が占有している。

 - 5 その他買受けの参考となる事項
なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 各務原市各務おがせ町三丁目

地 番 38番

地 目 宅地

地 積 151.29平方メートル

共有者 A 持分2分の1

共有者 B 持分2分の1

2 所 在 各務原市各務おがせ町三丁目38番地

家屋 番号 38番

種 類 居宅 店舗

構 造 木造・スレート葺3階建

床 面 積 1階 52.16平方メートル

2階 58.78平方メートル

3階 28.97平方メートル

(現況)

種 類 居宅

共有者 B 持分10分の1

共有者 A 持分10分の9



令和 4年(ケ)第 48号
令和 5年(ヌ)第 66号
令和 5年12月15日受理
令和 6年 1月22日提出

現況調査報告書

岐阜地方裁判所

執行官 丹羽 勝久

物 件 目 録

1 所 在 各務原市各務おがせ町三丁目

地 番 38番

地 目 宅地

地 積 151.29平方メートル

共有者 A 持分2分の1

共有者 B 持分2分の1

2 所 在 各務原市各務おがせ町三丁目38番地

家屋 番号 38番

種 類 居宅 店舗

構 造 木造・スレート葺3階建

床 面 積 1階 52.16平方メートル

2階 58.78平方メートル

3階 28.97平方メートル

共有者 B 持分10分の1

共有者 A 持分10分の9

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (共有者)	<ol style="list-style-type: none">1 Cは私の父、Dは私の母、Bは私の姉です。2 現在、私が物件2建物に、居宅として1人で住んでいます。その物件2建物について、Bとの間に賃貸借契約や金銭の授受等はありません。Bは、現在、台湾に住んでいます。3 物件2建物に未登記附属建物がありません。4 物件2建物に未登記増築部分はありません。5 物件2建物にソーラーパネルは載っていません。6 物件2建物はオール電化ではありません。7 物件2建物には、床がフカフカする部分があります。8 物件1、2土地・建物を他の第三者に貸している部分はありません。9 物件1土地の境界に争いがありません。10 物件1土地上に私の車が置いてありますが、車検切れです。11 物件2建物で猫を一匹飼っています。12 物件2建物の南側に、私がコンクリートを敷いてその上に鉄骨を敷きました。 (面接による聴取)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見



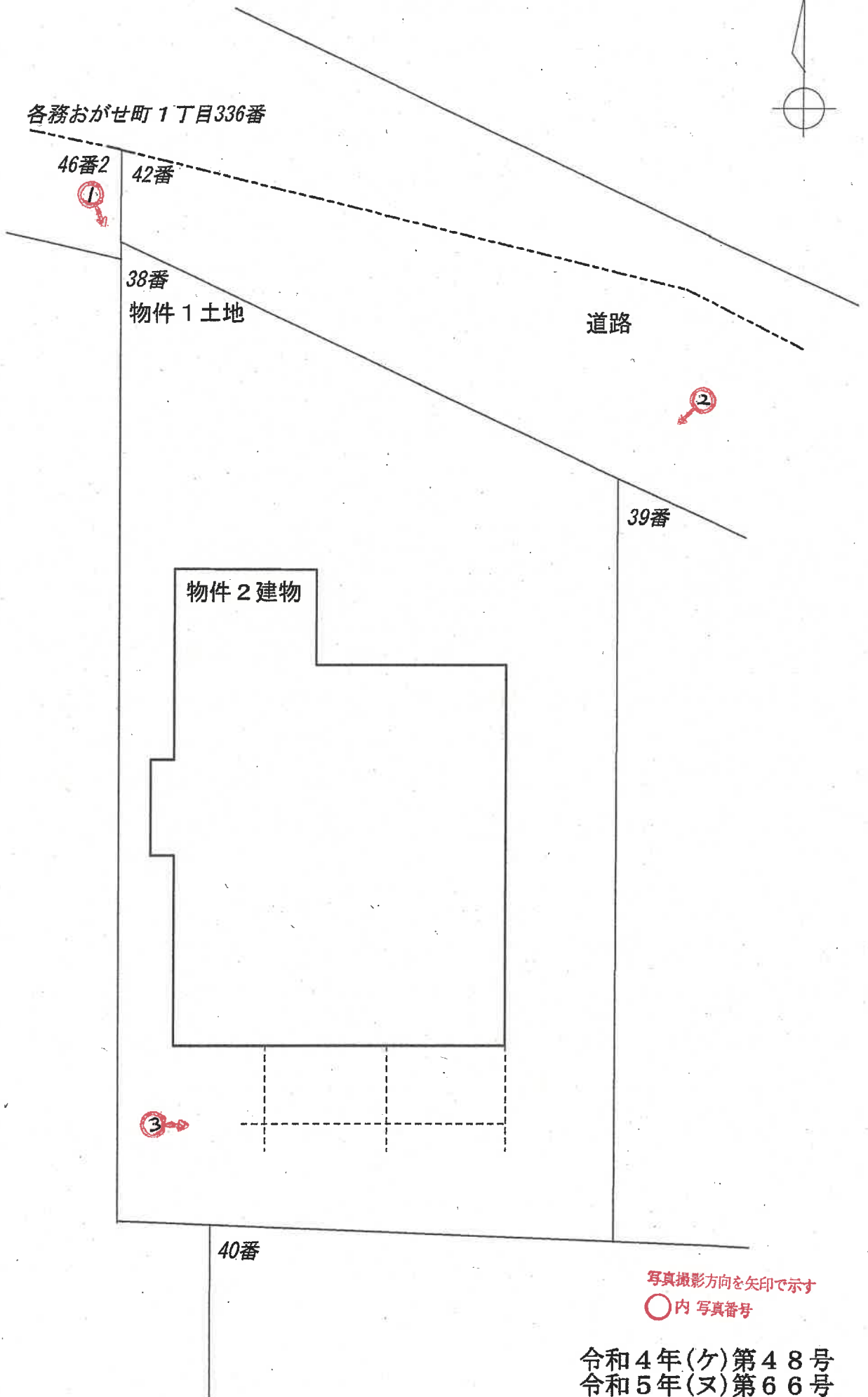
- 1 物件1土地は、ほぼ北側を道路に接し、同土地に物件2建物が建てられている。
- 2 物件2建物は、現在、Aが居宅として占有・使用しているものと思料する。なお、その占有権原は、共有権であると思料する。
- 3 物件2建物の一部で床のフカフカする部分があり、また、猫による引っ掻き傷のある部分があり（添付写真7参照）、1階と2階の踊り場付近に壁のへこみが見られた（添付写真19参照）。また、物件2建物の室内のクロスが汚れた。また、物件2建物の室内のクロスの汚れが目立った。
- 4 物件2建物の南側にAがコンクリートを敷いてその上に敷いた鉄骨は動産である。
- 5 物件1、2土地・建物を他の第三者が占有している状況は認められない。
- 6 他に占有権原を推認し得る資料は見当たらなかった。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
5年12月21日(木) 14:00-14:10	岐阜地方法務局	公図等の閲覧謄写 土地建物全部事項証明書申請
6年1月11日(木) 10:00-10:20	物件所在地	物件内外部調査 物件内外部写真撮影 A事情聴取
(特記事項) <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠が予想されたので、立会人 及び解錠技術者を同行して臨場した。 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、解錠技術者に 解錠させて建物内に立ち入った。 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 <input type="checkbox"/>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

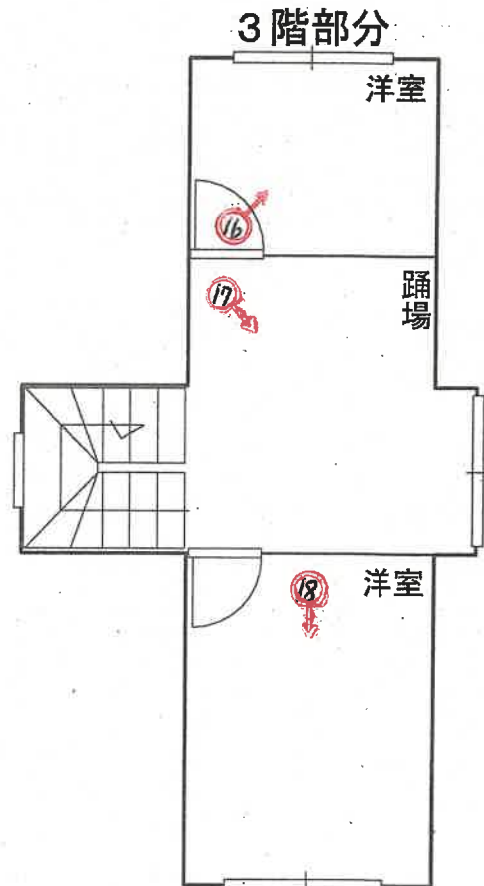
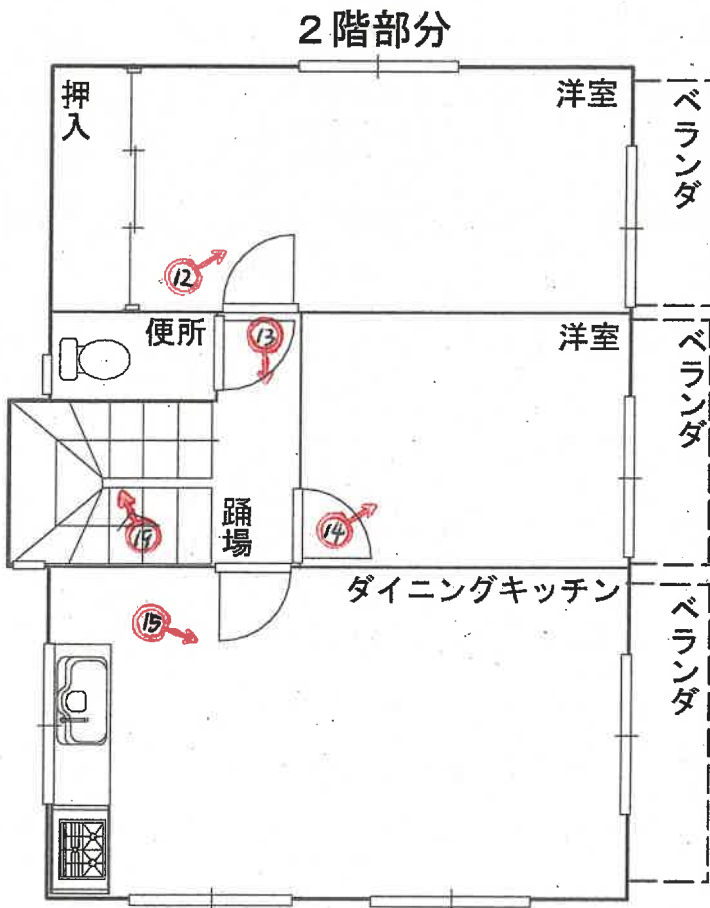
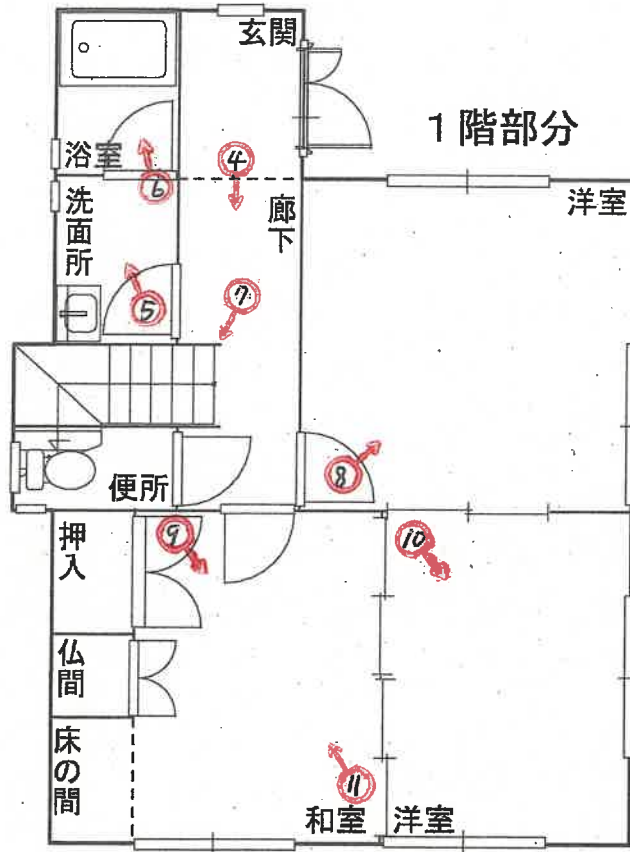
土地建物位置関係図（概略）



写真撮影方向を矢印で示す
○内 写真番号

令和4年(ケ)第48号
令和5年(ヌ)第66号

建物間取図（概略） 物件 2 建物



写真撮影方向を矢印で示す
○内 写真番号

令和4年(ケ)第48号
令和5年(ヌ)第66号

写真 1



物件 1 土地

物件 2 建物

写真 2



物件 2 建物

物件 1 土地

写真 3



物件 2 建物

物件 1 土地

鉄骨

写真 4



物件 2 建物 1 階室内

写真 5



物件 2 建物 1 階室内

写真 6



物件 2 建物 1 階室内

写真 7



物件 2 建物 1 階室内

引っ掻き傷

写真 8



物件 2 建物 1 階室内

写真 9



物件 2 建物 1 階室内

写真 1 0



物件 2 建物 1 階室内

写真 1 1



物件 2 建物 1 階室内

写真 1 2



物件 2 建物 2 階室内

写真 1 3



物件 2 建物 2 階室内

写真 1 4



物件 2 建物 2 階室内

写真 1 5



物件 2 建物 2 階室内

写真 1 6



物件 2 建物 3 階室内

写真 1 7



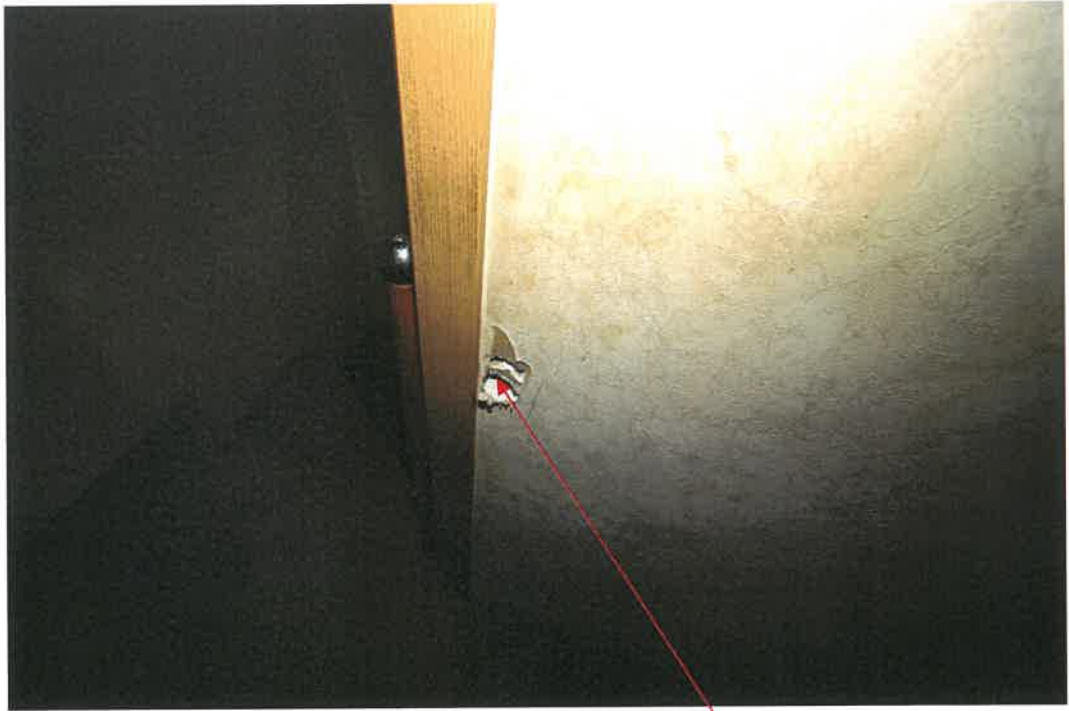
物件 2 建物 3 階室内

写真 1 8



物件 2 建物 3 階室内

写真 19



物件 3 建物 1 階と 2 階の踊り場付近

壁のへこみ

令和 4 年（ケ）第 48 号

令和 5 年（ヌ）第 66 号

令和6年1月11日 現地調査

令和6年1月22日 評 価

岐阜地方裁判所 御中

評 価 書

整理番号

第24-02号

発行日付

令和6年1月24日

評 価 人

不動産鑑定士

水 野 亨

第1 評価額

一括価格	
金 2,390,000 円	
物件番号	内訳価格
物件1 (土地)	金 1,530,000 円
物件2 (建物)	金 860,000 円

- 1 一括価格は、物件[1～2]の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のために土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件（土地）

番号	所在等	登記	現況
1	所在	各務原市 各務おがせ町三丁目	概ね左記に同じ。
	地番	38番	
	地目	宅地	
	地積	151.29㎡	

目的物件（建物）

番号	所在等	登記	現況	
2	所在	各務原市 各務おがせ町三丁目 38番地	概ね左記に同じ。 種類に関しては、全て居宅である。	
	家屋番号	38番		
	種類	居宅, 店舗		
	構造	木造・スレート葺3階建		
	床面積	1階	52.16㎡	
		2階	58.78㎡	
		3階他計	28.97㎡	
		延面積	139.91㎡	

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等

物件 1

位置・交通 ※交通施設の方位は、施設からの方角で八方位表示である。	(会社名)	(線名)	(駅・停名)	(方位)	(道路距離)
	名古屋鉄道	各務原線	苧ヶ瀬駅	北方	2.5km
	岐阜バス	—	各務おがせ町5丁目停	北方	800m
付 近 の 状 況	郊外部に未利用地が広がる中、一般住宅、工場等が介在する地域				
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分	市街化調整区域			
	用途地域	用途地域指定無し			
	指定建ぺい率	60%			
	指定容積率	200%			
	防火規制	特になし			
	その他の規制	日影規制：5時間-3時間・測定面4m, 建築基準法22条の区域, 景観計画に基づく高さ制限13m以下, 立地適正化計画に基づく誘導区域外			
画 地 条 件	地積	151.29㎡			
	間口	約9.1m			
	奥行	約17.4m			
	形状	ほぼ長方形			
接 面 道 路 の 状 況	北側幅員約5.0mの舗装市道各116号線(42条1項1号)に等高にて接面する。				
土 地 の 利 用 状 況 等	物件1土地は物件2建物の敷地である。 東側及び南側隣接地は戸建住宅の敷地である。西側隣接地は山林である。北側道路を挟んだ対面は未利用地である。				
供 給 処 理 施 設	上水道	■あり □引込可 □なし □不明 (特記事項のとおり)			
	ガス配管	□あり □引込可 ■なし □不明 (特記事項のとおり)			
	下水道	□あり □引込可 ■なし □不明 (特記事項のとおり)			

特 記 事 項

<埋蔵文化財について>各務原市教育委員会文化財課からの聴取によれば、物件1土地は周知の埋蔵文化財包蔵地に該当していない。

<土壌等汚染について>現在土壌汚染対策法上の要措置区域、形質変更時要届出区域には該当しておらず、水質汚濁防止法上の特定施設としての利用も無い。過去の住宅地図等による確認では、物件1土地は住宅地としての開発が行われる前は山林・雑種地であった。最新の土壌汚染対策法が施行された後の平成31年の開発であり、土壌汚染に関しては土壌汚染対策法に準拠した開発と推測される。従って周辺地域に土壌汚染を惹起させる工場等も無く、土壌等の汚染の可能性は低いと思料される。

<建物の建替え等について>物件1土地は市街化調整区域に存しているため、基本的には建物の建築が困難である。しかしながら、物件1土地は昭和60年に都市計画法第34条1号に係る開発許可を取得し、この許可に基づき建物を建築している。当該開発許可は検査済証を取得しており、合法に開発がなされているものの、予定建築物等の用途は美術品販売店併用住宅であり、当該美術品販売店併用住宅としての建替えであれば可能であるが、一般住宅としての建替えは認められない。当該開発許可の予定建築物通り建物が建築された経緯を証明する事ができれば可能性は残るが、現在の状態においてその証明が可能か否かは定かではない。

2 建物の概況及び利用状況等 物件 2

区 分		主建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日	昭和61年6月19日
	経過年数	約37年
	経済的残存耐用年数	約3年
仕 様	構 造	木造
	屋 根	スレート
	外 壁	サイディング等
	内 壁	ビニールクロス, 砂壁, ボード等
	天 井	ビニールクロス, 合板等
	床	フローリング, 畳, カーペット等
	設 備	電気・給排水・衛生等
	そ の 他	特にない
床面積(現況)	現 況	延139.91㎡
	増改築の有無	増築はない
現況用途等	階 層	3階建
	現 況 用 途	居宅
	間 取 り	別添「建物間取図」のとおり
建物の品等	総 合	普通
	使 用 資 材	普通
	施 工	普通
保守管理の状態		劣る
建物の利用状況		現況調査報告書記載のとおり
特 記 事 項		<p>猫を飼育しており、爪痕、毛等が至る所に見受けられる。自己造作、修繕を行った個所が見受けられる。南側の庭部分には、自己増築を行うつもりで設置した鉄枠が放置されている。</p> <p>(※建築時点は登記簿記載の建築年次である)</p>

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件 1 (土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件番号	標準画地価格 (円/㎡)	個別格差	地積 (㎡)	建付減価	建付地価格 (円)
	ア	イ	ウ	エ	千円未満四捨五入 ア×イ×ウ×エ=オ
1	26,700	1.000	151.29	1.000	4,039,000

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価公示 各務原-1

公示価格等	時点修正	標準化補正	地域格差	標準価格
25,300 (円/㎡)	98.3 × 100.0	100.0 × 100.0	100.0 × 93.0	≒ 26,700 (円/㎡)

◇時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正 : 公示地等と標準画地との要因格差である。

◇地域格差 : 地価水準に係る要因格差である。

イ 個別格差 : 目的土地と標準画地との要因格差である。

(規模・形状)	(間口・奥行)	(方位高低差)	(接面街路他)	相乗計
0%	0%	0%	0%	100.00%

ウ 地積 : 登記事項証明書記載の地積を採用した。

エ 建付減価 : 建物と敷地の適応の状態等を考慮。

② 物件 2 (建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件番号	再調達原価 (円/㎡)	延床面積 (㎡)	現価率	建物の価格 (円)
	ア	イ	ウ	千円未満四捨五入 ア×イ×ウ=エ
2	166,000	139.91	7.09%	1,647,000
償却後残価率	定率法現価率	定額法現価率	観察法現価率	採用現価率
3.00%	3.90%	10.28%	7.09%	7.09%
経過年数	37年	経済的残存耐用年数	3年	

ア 再調達原価 : 標準的な再建築費 (単価) である。

イ 延床面積 : 登記事項証明書記載の延床面積を採用した。

ウ 現価率 : 定率法現価率 = 残価率 [累乗] (経過年数 / 経済的耐用年数)

: 定額法現価率 = 1 - (1 - 残価率) × (経過年数 / 経済的耐用年数)

: 観察法現価率 = 対象不動産の機能、維持管理、補修状況等を実態調査の上で判定する。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権価格等を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ
1	4,039,000	0.10	使用借権	403,000

イ. 土地利用権等を使用借権と判定し、その割合を10%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) ア (1①オ、1 ②エ)	土地利用権等価 格の控除及び加 算 (円) イ (2①ウ)	占有 減価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (円) 万円未満四捨五入 (ア+イ) × ウ × エ × オ
1	4,039,000	-403,000	/	70.0%	60.0%	1,530,000
2	1,647,000	403,000		100.0%	70.0%	60.0%
一括価格 (合計)						2,390,000

ウ. 特に占有に基づく減価の必要性は認められない。

エ. 現在の建物の状況及び建物の建替えが困難である等の要因を考慮した。

オ. 第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価公示	各務原-1
(所 在)	各務原市各務東町6丁目45番4
(価 格)	25,300 円/㎡
(位 置)	名鉄各務原線芋ヶ瀬駅北方約2,400m
(価格時点)	令和5年1月1日
(地 積)	359 ㎡
(供給処理)	水道
(接面街路)	北4.5m市道
(用途指定等)	市街化調整区域 (建ぺい率60%, 容積率200%)
(地域の概要)	一般住宅、農家住宅が混在する住宅地域

第7 附属資料

- 1 目的物件位置図
- 2 公図写し, 建物図面等写し
- 3 土地建物位置関係図 (概略)
- 4 建物間取図 (概略)
- 5 写真

以 上

位置図



各務

公示地「各務原-1」



目的物件

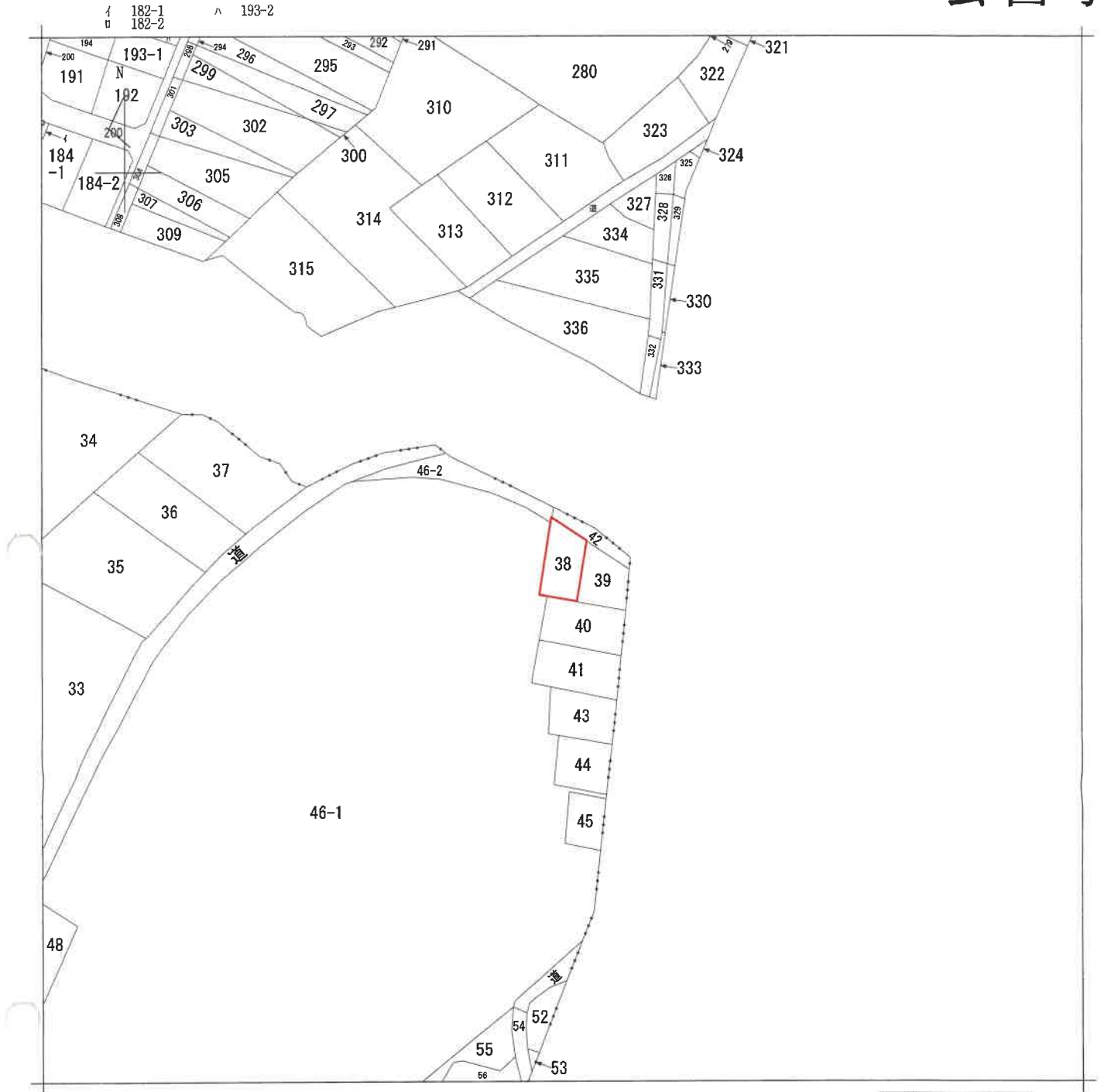
北島橋

各務 おがせ町

岐阜GIS「白図」 縮尺1:10,000

松が丘

令和4年(ケ)第48号
令和5年(又)第66号



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	各務原市各務おがせ町三丁目			地番	38番		
出力縮尺	1/1000	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和5年12月 この図面はA3判をA4判に縮小しました
岐阜県土地情報センター

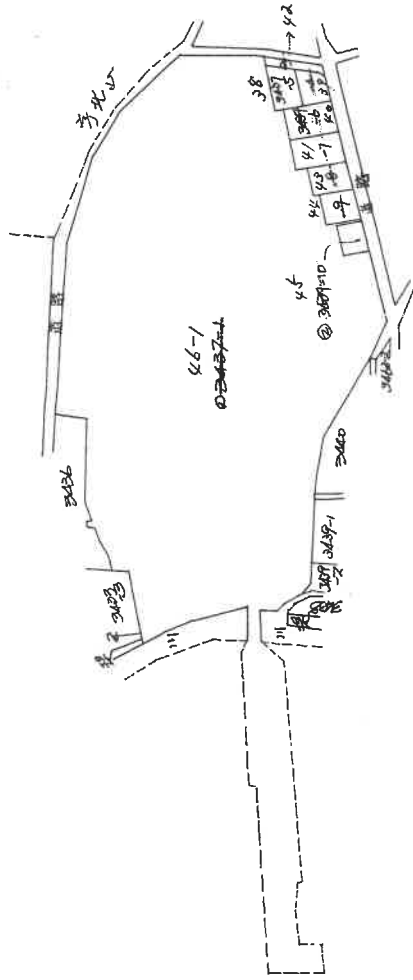
登記年月日：昭和48年10月8日

前 3437-1 後・新 38-1

地番	38-1
土地の所在	各務原市各務原北裏 各務原北町三丁目

新
土地積算
地積
132858

図
任
量
図



縮尺	1/2000m
----	---------

(岐阜県土地家屋調査士会 用紙)

昭和48年10月8日 登記

作製年月日	昭和四十八年九月廿九日
作製者	[Redacted]
申請人	[Redacted]

受託第 号

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和5年12月21日 岐阜地方法務局 登記官

この図面はA3判をA4判に縮小しました

令和4年(ケ)第48号
令和5年(ヌ)第66号

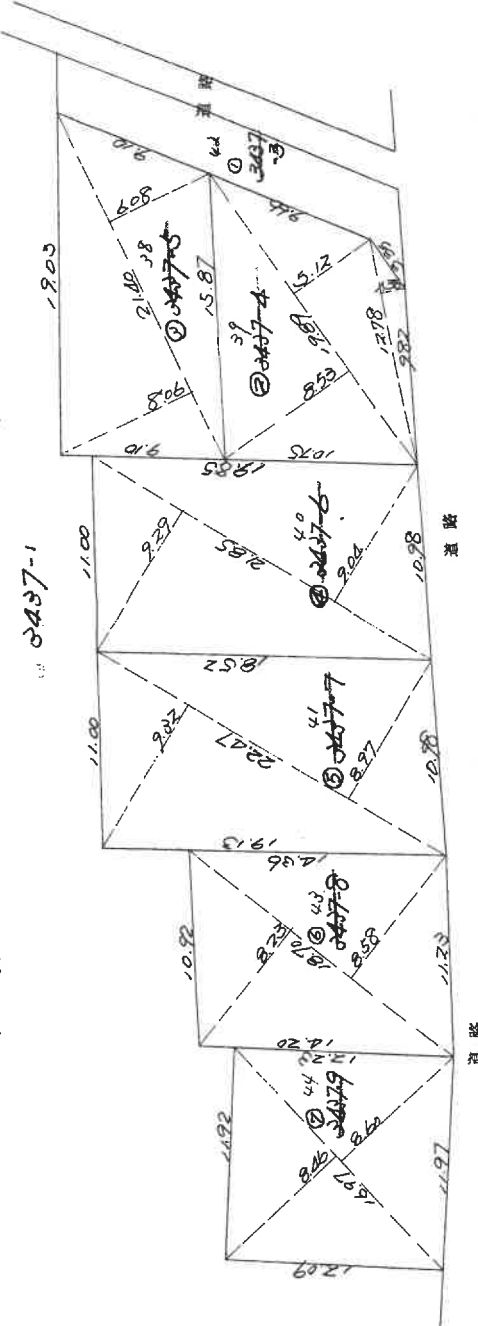
登記年月日：昭和48年7月20日

前
132859
38 ~ 41
43, 44
新地

地番
0437-4
0437-5
0437-6
0437-7
0437-8
0437-9

土地の所在
各務原市各務毛北条
各務おが町三丁目

積測量図



積算表

- ②0437-4: $17.89 \times (8.53 + 5.12) \times \frac{1}{2} = 271.4985$
 $12.78 \times 1.06 = 17.3828$
地積 144.1143
- ③0437-5: $21.40 \times (8.06 + 6.08) \times \frac{1}{2} = 151.2980$
地積 151.29
- ④0437-6: $21.85 \times (9.27 + 9.04) \times \frac{1}{2} = 200.25525$
地積 200.25
- ⑤0437-7: $22.47 \times (9.32 + 8.97) \times \frac{1}{2} = 205.4885$
地積 205.48
- ⑥0437-8: $18.70 \times (8.23 + 8.58) \times \frac{1}{2} = 157.1705$
地積 157.17
- ⑦0437-9: $16.97 \times (8.60 + 8.06) \times \frac{1}{2} = 144.7541$
地積 144.75

縮尺 1/300

(岐阜県土地家屋調査士会 用紙)

昭和48年7月20日登記

製作年月日
昭和48年7月14日

製作者

申請人

この図面はA3判をA4判に縮小しました

令和4年(ケ)第48号
令和5年(ヌ)第66号

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和5年12月21日 岐阜地方方法務局 登記官

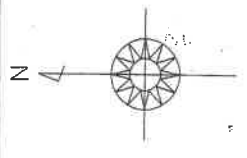
登記年月日：昭和61年8月13日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和5年12月21日 岐阜地方公務局 登記官

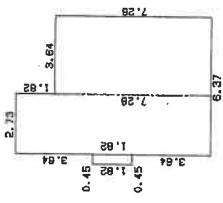
224307 各階平面図

建築物各階平面図

家屋番号	38
建築物の所在	各務原市各務おがせ町3丁目38番地



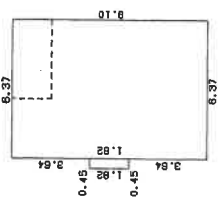
1 階



求積表

1.82 X 0.45	=	0.8190
9.10 X 2.73	=	24.8430
7.28 X 3.64	=	26.4992
合計		52.1612
床面積		52.16 ㎡

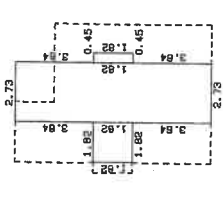
2 階



求積表

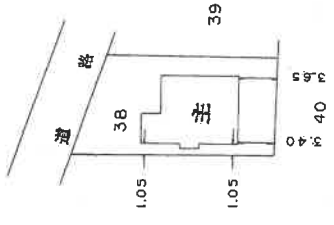
1.82 X 0.45	=	0.8190
9.10 X 6.37	=	57.9670
合計		58.7860
床面積		58.78 ㎡

3 階



求積表

1.82 X 1.82	=	3.3124
9.10 X 2.73	=	24.8430
1.82 X 0.45	=	0.8190
合計		28.9744
床面積		28.97 ㎡



昭和六十年八月登登日

作製者

縮尺 1/250

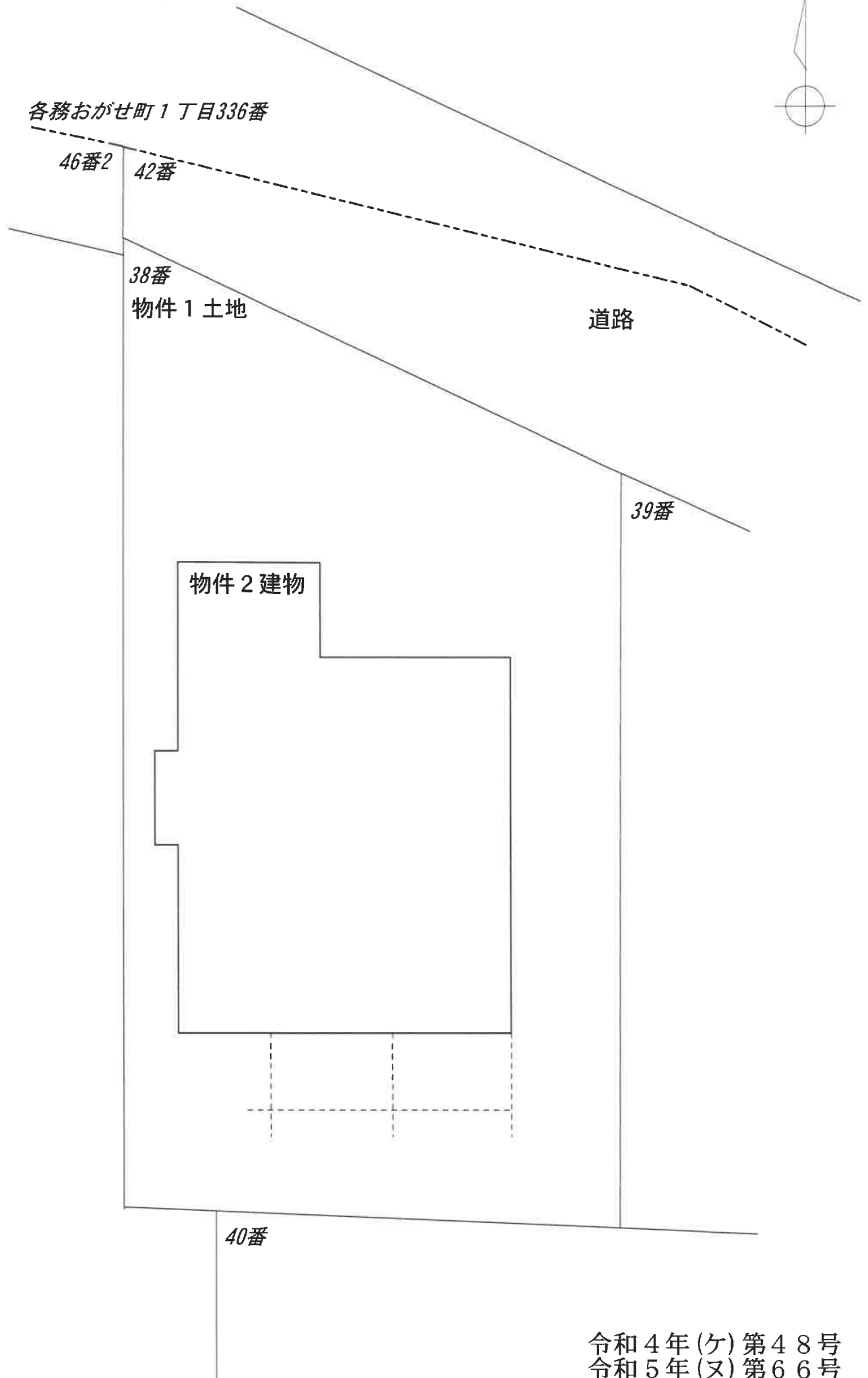
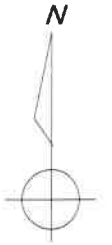
申請人

縮尺 1/500

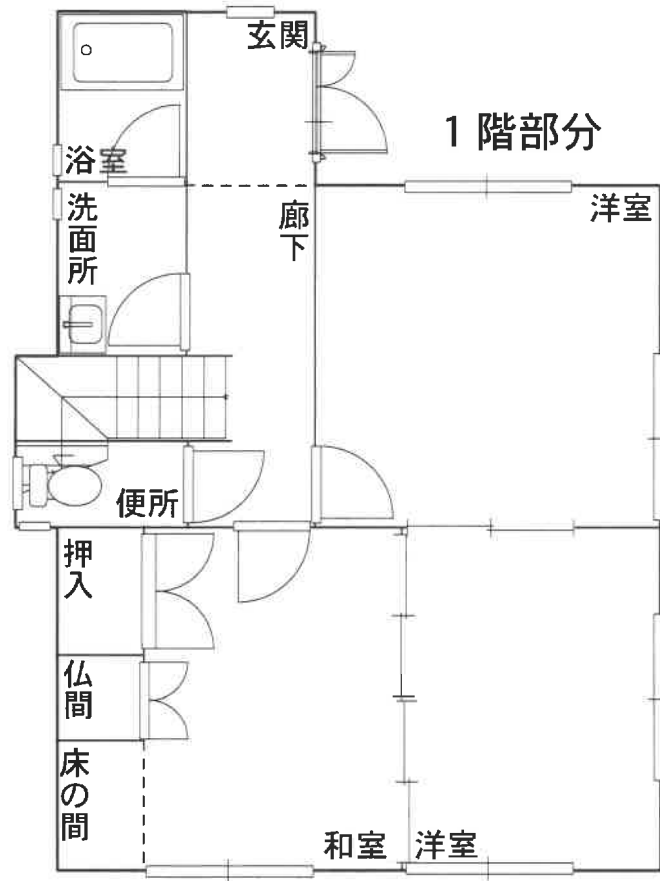
この図面はA3判をA4判に縮小しました 1.8.13 (印)

令和4年(ケ)第48号
令和5年(ヌ)第66号

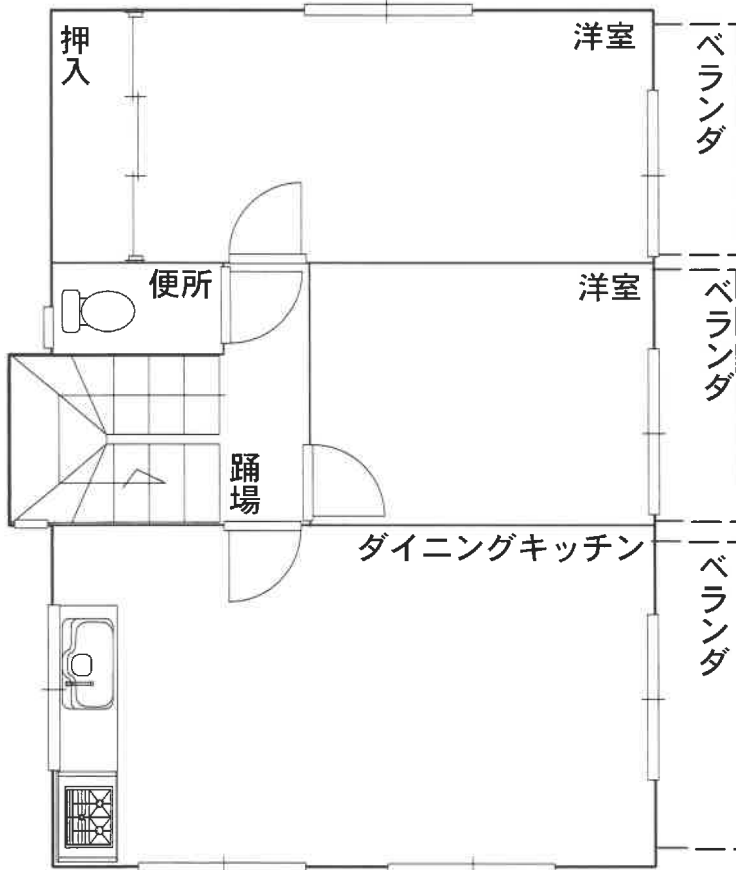
土地建物位置関係図（概略）



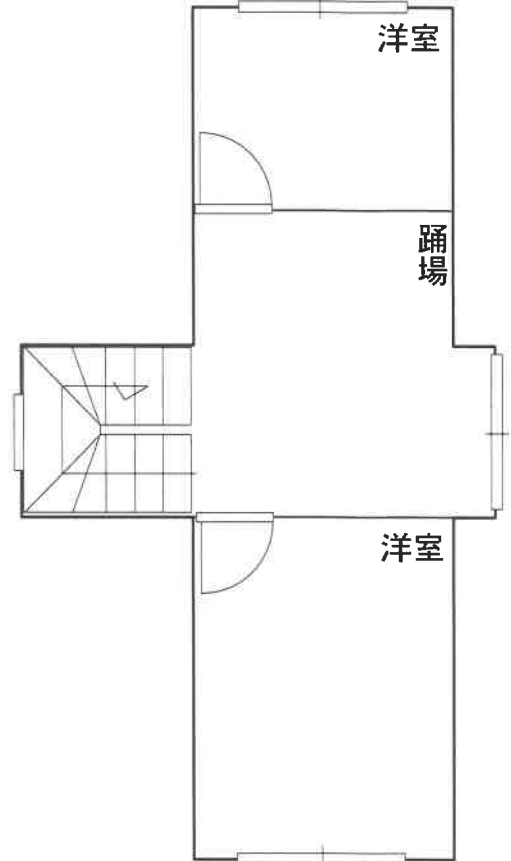
建物間取図（概略） 物件 2 建物



2階部分



3階部分





目的物件の現況写真

令和4年(ケ)第48号
令和5年(ヌ)第66号